

す。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	橋梁維持管理に係る各種業務
対象国・地域又は類似地域	パキスタン／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

パキスタン・イスラム共和国（以下、「当国」）において、運輸・交通セクターは、2017年におけるGDPの22%を占め、経済活動を支える重要なセクターの一つである。その中でも道路輸送は、全旅客輸送の94%、貨物輸送の98%を占めており大きな役割を果たしている。

当国最大の人口を有し、さらにラホール、ムルタン、ファイサラバード等複数の物流経済拠点を擁するパンジャブ州は、現在、約81,000kmの道路網を管理している。このうち、約67,000kmの道路網は、2007年の地方自治制度廃止後、地方行政自治体（Districtレベル）からパンジャブ州公共事業局に移管された。パンジャブ州においては、道路網のための整備・維持管理に係る予算不足や、技術者の人材及び技術不足、また、適切なデータベースシステムの未整備といった運輸交通インフラに関する維持管理に関する慢性的な課題を抱え、道路・橋梁の老朽化が進んでいる。今後、当国の経済の中心地であるパンジャブ州の運輸交通インフラに関する維持管理が適切に実施されなければ、当国における円滑な人・物流を妨げ、ひいては安定的な経済成長の阻害要因ともなり得るため、パンジャブ州における道路及び橋梁に関する適切な維持管理は喫緊の課題となっている。

かかる状況を踏まえ、今般パンジャブ州公共事業局の道路及び橋梁の維持管理に関する技術力の向上を目的とした技術協力プロジェクト「パンジャブ州における道路アセットマネジメントシステム能力向上プロジェクト」（以下、「本事業」）の実施要請が、我が国へ要請された。

なお、当国の運輸交通分野に関する政策方針「国家運輸交通政策 2018」では、新規運輸交通インフラの整備とともに、既存運輸交通インフラの維持管理に関する重要性が記載されており、本事業は当国政府の政策とも合致している。

今回実施する詳細計画策定調査は、本事業の実施に必要な情報を収集・分析するとともに、パンジャブ州公共事業局実施機関との協議や情報収集結果をふまえ、プロジェクトの実施体制や活動内容等をプロジェクト・デザイン・マトリックス（Project Design Matrix。以下「PDM」という。）やプラン・オブ・オペレーション（Plan of Operation。以下「PO」という。）等を用いて整理し、パキスタン側関係機関と本プロジェクトに係るミニッツ（M/M）締結を行うことを目的とするものである。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

なお、本調査では、現地調査期間中（JICA 職員等現地到着時）に JICA 職員等に対し中間報告を行い、本体プロジェクトの方向性について協議を行う。調査後半ではその結果を踏まえて更なる情報収集や相手国政府との協議を行うこととする。また本業務従事者は他の業務従事者が作成する報告書を含めた詳細計画策定調査報告書（案）等の各種取りまとめ作業に協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2022 年 1 月上旬～2022 年 1 月下旬）
 - ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。
 - ② 担当分野に係る調査項目の整理、調査工程・手法の検討を行い、詳細計画策定調査対処方針（案）、パキスタン側関係機関に対する説明資料（案）（英文）及び質問票（案）（英文）を作成する。なお、質問票は JICA パキスタン事務所を通じて事前配布を行う。
 - ③ 他の調査団員と協力し、詳細計画策定調査報告書（案）の目次構成及び分担を検討する。
 - ④ プロジェクトの PDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)

案の担当分野関連部分を検討する。

- ⑤ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2022年2月上旬～2022年2月下旬)

- ① JICA パキスタン事務所との打合せに参加し、担当調査事項について説明する。
- ② パキスタン側関係機関等との協議及び現地踏査を通じ、プロジェクトの背景、経緯を確認する。
- ③ パンジャブ州における既存橋梁に関し、インベントリーの有無を確認した上で、インベントリーが存在する場合はデータの蓄積状況（橋梁タイプ、建設年等、橋梁数等）等を把握する。
- ④ これまでに実施した橋梁補修工事の実績（内容、件数、施工状況等）を確認すると共に、橋梁補修並びに橋梁維持管理能力に係る C&W Punjab 等関係機関における現状と課題を把握する。
- ⑤ C&W Punjab 等関係機関における橋梁に係る点検・診断・記録等に係る各種指針や規定、ガイドライン等を確認し、課題を整理する。
- ⑥ 橋梁点検・診断・記録に係る C&W Punjab 等関係機関及び民間業者等の現状、能力を把握する。
- ⑦ C&W Punjab 等関係機関が現在保有している橋梁に係る点検・補修機材や運用状況及び課題を整理すると共に、必要機材の検討を行い、仕様や調達方法を整理する。
- ⑧ 橋梁定期点検、日常点検及び補修に係る C&W Punjab の予算要求フローを整理する。併せて道路基金の役割とその権限、意思決定プロセス等を整理する。
- ⑨ 他の担当分野に係る業務従事者と協力し、道路・橋梁分野における他ドナーの協力実績及び予定を確認する。
- ⑩ 現地踏査及び各種協議をふまえ、担当分野における具体的な支援内容を検討し、担当分野に係る PDM 案（和・英）、PO 案（英）の作成に協力する。
- ⑪ 先方との協議で合意された内容について、討議議事録（R/D）案（英文）及びミニッツ案（M/M）案（英文）の取り纏めに協力する。
- ⑫ 担当分野に係る議事録・面談録、及び資料収集リストを作成し、資料収集リストの取りまとめ作業に協力する。
- ⑬ 担当分野に係る現地調査結果を JICA パキスタン事務所に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2022年3月上旬～2022年4月下旬)

- ① 担当分野に係る質問票への回答、現地調査結果の整理を行う。
- ② 担当分野に係るプロジェクトへの提言・助言（実施手法、規模、留意点等）を行う。
- ③ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）（和文）を作成し、他の担当分野業務従事者と共に詳細計画策定調査報告書（案）全体の取りまとめ作業に協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 業務完了報告書（和文 3 部）
2022 年 4 月 28 日(木)までに提出。
担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ドーハ⇒イスラマバード⇒ドーハ⇒日本を標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

- ① 現地業務日程

現地業務期間は 2022 年 2 月 7 日～2 月 26 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため現時点でパキスタン

入国時には 10 日間の隔離期間が必要です。隔離期間中の数日間は遠隔で業務を実施予定です。

現時点では現地業務の実施を予定していますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による現地渡航制限等が発生した場合は、現地業務の後ろ倒しや国内業務への振替による遠隔での調査等を実施する場合があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 道路維持管理・補修計画 (JICA が別途契約するコンサルタント)
- エ) 橋梁維持管理・補修計画 (本コンサルタント)
- オ) 評価分析 (JICA が別途契約するコンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA パキスタン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供(ただし、JICA 職員等に先行して滞在中の車両借り上げについては、他のコンサルタント団員と 1 台を共有することを想定しています。また、JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ODA 見える化サイト「道路維持管理業務の外部委託化に関する監理能力強化プロジェクト」(フェーズ3)

<https://www.jica.go.jp/oda/project/1600411/index.html>

- ・道路アセットマネジメント人材育成計画に関する基礎情報収集・確認調査報告書」(2019 年 4 月)

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12340188.pdf>

- ・開発途上国における橋梁維持管理にかかる支援に関する調査(プロジェクト研究)最終報告書(2019 年 2 月)

http://open_jicareport.jica.go.jp/615/615/615_000_12331633.html

・ パキスタン国 橋梁維持管理プロジェクト事業完了報告書（2019年4月）

https://openjicareport.jica.go.jp/615/615/615_117_12339842.html

- ② 本契約に関する以下の資料を当機構にて配付します。配付を希望される方は、ア)、イ)については、社会基盤部運輸交通グループ第一チーム(TEL: 03-5226-1230/mail: Koide.Tsuyoshi@jica.go.jp)までご連絡ください。ウ)については、調達・派遣業務部の専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「本プロジェクトの要請書」

イ) 提供資料: 「本プロジェクトのプロジェクトフレームに関する先方機関との協議メモ」

ウ) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程(2021年4月1日版)」及び「情報セキュリティ管理細則(2021年3月31日版)」

提供依頼メール:

・ タイトル: 「配付依頼: 要請書、情報セキュリティ関連資料等」

・ 本文: 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAパキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上